**キャンプ事業については、以下のようにガイドラインを定める**

※自然学校キッツ森のようちえんでは、専門家の意見を参考に「3密を回避し、感染していない人のみが集まる環境であれば、理論上感染はおこらない。」 という仮説のもと、関わる全スタッフ・参加者に対してスクリーニングを徹底してまいります。

 ※感染症の脅威がある中で最も重要なのは、スタッフ、参加者の参加条件、体調面の管理であると考え、相互の信頼関係のもとで下記ガイドラインを遵守し活動してまいります。

**新型コロナウイルス影響下における**

**自然学校キッツ森のようちえん活動のガイドライン**

**第４版　（令和４年７月現在）**

【目的】

新型コロナウイルス影響下において、自然体験教育活動におけるこどもの健全育成及び、こどもの体験的な学びと居場所づくりという、自然学校キッツ森のようちえんの目的に向け、新型コロナウイルス感染のリスクを最小限にして活動を実施するための規定

【開催自粛規定】

下記の条件をひとつでも満たすとき、予定活動は開催自粛とする。

□政府による「緊急事態宣言」が日本全国に発令され、かつ緊急事態宣言に伴い小中学校や

高校などの一斉休校の要請並びに、各企業・団体に対し休業要請が発令されているとき

□自然学校キッツ森のようちえんスタッフの所在地（住居地）宮城県による「緊急事態宣言」が発令され、かつ緊急事態宣言に伴い小中学校や高校などの一斉休校の要請並びに、各企業・団体に対し休業要請が発令されているとき

□自然学校キッツ森のようちえんスタッフ又は関係者に要請罹患者は発生したとき

□「3 密」を物理的に回避できないと判断したとき

□その他自粛の必要性を認めた時

 【実施基準】

□上記「自粛規定」にあてはまらない

　政府の緊急事態宣言下にあっても教育機関（幼稚園、保育園、小学校、 中学校）などに

休園・休校要請がない場合は実施する。

※ただし緊急事態宣言下においては、実施基準に合致する場合でも、都度開催は慎重に

判断する

□活動先地元の理解をえている

□参加者・スタッフ全員分のマスクが確保できる状態にある

□下記活動実施における感染予防策が確実に実施できる状況にある

【参加者参加基準】

□参加者は参加日過去14日間にわたり、毎日検温を実施しており、当日参加当日を含め

いずれも 37.5℃を超えていない

□参加者は喉の痛み、咳、痰など、その他体調不良の症状を発していない

□家族または接触者に過去14日間にわたり発熱・体調不良などの症状を発する人がいない

□家族または接触者に過去新型コロナウイルス陽性者がいない

□飛沫を予防するためのマスクを各自用意できる

【活動実施における感染予防策】

□３密回避を徹底する

密室：活動場所は基本野外とする

・一般客の往来が多く不特定多数の方と会う可能性が高い場所は、一時活動を取りやめる

・緊急時など屋内を用いる場合、常に２方向以上の窓またはドアを開放する

　※バス送迎時感染症防止対策は下記に記載

密集：参加者が一か所に集合しての活動は避け、一定距離をあけるようにする

密接：食事をとる際などは各々が距離を置いて食べる。

 　グループ活動を控え、飛沫範囲内で大声を発するアクティビティは行わない

□食事前や外出から戻った際、トイレ後などは、石鹸による手洗いを実施する。

またそのための時間を確保する

□共有スペース（トイレ等）の定期的な消毒の徹底

□体調不良発生時は、直ちに保護者によるお迎えの実施

※その後の追跡調査を行う

 【バス送迎時感染症防止対策】

文科省のスクールバス運行のガイドラインに従って、送迎における感染の予防対策として下記を徹底する

送迎においても３つの条件・換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声が同時に重ならないようにすることはもちろんのこと、可能な範囲において、１つ１つの条件が発生しないよう配慮する。

□密閉を防ぐため窓を開けバス内の換気
　□席を離すなど密接をなるべくないように工夫する
　□乗車時に手指用のアルコールにて消毒を実施

□バス内での会話を極力控え、マスクの着用、咳エチケットの徹底
□現地集合が可能な方には協力をお願いする

□活動前と終了時に消毒の徹底（座席、手すり、ドアノブ等）

【スタッフの対策】

□新型コロナウイルス感染防止のための対策の策定・変更について検討する体制を整える。

□国、地方自治体・業種団体等を通じ、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を常時収集する。

□健康管理に対して朝夕２回の体温測定を行った上で、その結果や症状の有無を報告し、

発熱やせき等の症状がある者は自宅待機とする。特に、息苦しさ、だるさ、味覚・嗅覚障害といった体調の変化が無いか重点的に確認する。

家族または接触者に過去14日間にわたり発熱・体調不良などの症状を発する人がいた場合も同様とする。

□発熱やせき等の症状があり自宅待機となったスタッフについては、毎日、 健康状態を確認した上で、症状がなくなり、症状に改善が見られない場合は、医師や保 健所への相談を　指示する。

□スタッフに対して、毎日十分な睡眠を取り、休日は休養に努めるよう求め る。

**□新型コロナウイルスの情報が今後更新された際には、都度規定を変更し柔軟に対応するものとする。**

作成日令和４年４月１日

自然学校キッツ森のようちえん

代表　中津範洋